

## 共通編の主な事項の説明要旨

### (1) 指定基準の遵守及びサービスの質の向上について (P 1～)

指定事業者は、障害者・児の人格を尊重し、その立場に立ち、常にサービスの質の評価と向上に努めることが求められています。

### (2) 指定更新について (P 6～)

一斉更新の年度の場合、更新期限の前月末ではなく、2～5月前倒しでの申請をお願いします。場合があります。

### (3) 福祉・介護職員処遇改善加算等について (P 9～)

令和2年度の当該加算の計画書等の関係書類の提出は、様式統合等が生じたため、4月15日(水)とします。また、5/1での算定の場合も同様に4/15が提出期限となります。

なお、6/1での算定の場合は、4月末日を提出期限とします。

### (4) 水防法・土砂災害防止法について (P 19～)

洪水・土砂災害警戒区域に所在する施設等は、「避難確保計画」の策定が義務付けられています。未作成の施設等は、速やかに作成し、提出ください。

### (5) 利用者事故等発生時の対応について (P 27～)

医療機関への受診を要した事案、行方不明、食中毒及び感染症、従業員の重大な法律違反や利用者処遇に影響のある不祥事、運営に影響する被災等が、発生した場合は、速やかに指定権者及び関係市町村に報告すること。

### (6) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の更新研修等について (P 32～)

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員に係る研修の見直しが行われています。特に、更新研修について資料で確認ください。

### (7) 給付費の審査支払事務の見直しについて (P 53～)

国保連による一次審査の拡充/強化が段階的に実施されます。

段階的に、「警告」から「エラー(返戻)」への移行がされますので、御留意ください。

### (8) 難病等の対象拡大について (P 55～)

障害者総合支援法の対象となる難病が追加されています。資料で確認ください。

### (9) 障害者差別解消法の認識の徹底について (P 65～)

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、5年となります。

引き続き、差別解消に努めていただくとともに、周知・啓発に御協力ください。

特に、各事業者におかれては、添付の「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」を熟読いただき、利用者等への適切な対応をお願いします。

**(10) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について（P 1 2 7～）**

施設の耐震化、非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備などの補助制度がありますので、利活用を検討ください。

なお、大規模災害時のライフラインの確保や迅速な情報の収集及び提供について、御留意願います。

**(11) 新型コロナウイルス感染症への対応について（P 1 3 1～）**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応等の資料を掲載しております。

各種支援策や基準の適用緩和等に御留意いただき、感染拡大防止や利用者への支援の継続等に御協力願います。

**(12) 訪問系サービス事業者に係る駐車許可申請手続の簡素化について（P 1 5 1～）**

訪問系サービスでの公用車の路上等での駐車について、警察への駐車許可申請の一部が簡素化されています。詳しくは、最寄りの警察署に御確認ください。

**(13) H 3 1 年度障害福祉サービス等報酬改定について（別冊）**

周知の徹底を図るため再度、掲載しています。御確認ください。

**(14) 労働関係法令等の改正について（参考掲載）**

労働局及び労働基準局から、労働関係法令の改正に伴い制度変更の情報提供がありましたので、参考までに掲載します。

「働き方改革」に伴う変更事項や労災防止への取組、また、ハラスメント防止に関する資料等となりますので、十分に確認の上、日頃の事業所運営に反映を願います。

令和 2 年 3 月指導監査室